

小水力発電に関する FIT 制度の適用のための課題

Problems in Electricity Enterprises Law about the small hydroelectric generation

田島 昭彦
Akihiko TAJIMA

1. はじめに

平成 24 年 7 月 1 日から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、FIT 制度）」が施行された。小水力発電施設が FIT 制度の適用を受けるためには、経済産業省の設備認定と電力会社の系統連系承諾書が必要であるが、手続きの過程で様々な課題がある。本報告では、小水力発電が FIT 制度の適用を受けるために必要な申請から締結までを事例で報告する。

2. 事例地区の概要

宮崎県大淀川水系岩瀬川に建設された浜ノ瀬ダム（総貯水量 1,030 万 m^3 ）では、河川への放流水、ダムの貯水位と放水位の差（有効落差：41.18m）を利用して、2 台のフランシス水車（最大使用水量：4.00 m^3/s 、1.50 m^3/s ）で、最大出力 1,790kW（1,297kW、493kW）を現在発電している。

3. 小水力発電に関する手続きの変化

小水力発電に関する主な許認可協議としては、河川法、電気事業法、土地改良法に加えて、電力会社との系統連携協議がある。発電工事着手前までに必要となる河川法や電気事業法に関する手続きについては、登録制の導入や主任技術者の選任要件の緩和など緩和措置が取られている。

4. FIT 制度の適用に関する手続き

FIT 制度の適用を受けるための経済産業大臣の設備認定では、1) 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を維持できるような保証又はメンテナンス体制が確保されていること、2) 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること、3) 発電設備の内容が具体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要）、4) 設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度 1 回提出することが、必要である。系統連携協議では、発電した電気を電力会社へ送電することが可能なのか、また送電するための電線架け替え工事の負担金がいくらになるのかについて電力会社に対して検討を依頼する（3 か月程度の事前検討と本検討が必要）。

図 1 に事例地区での申請から締結までの工程を示した。経済産業省の設備認定と電力会社の系統連系承諾書に必要な事項及び手続きの過程において様々な課題に直面した。これらの課題については経済産業省及び電力会社に幾度となく出向き、指導を受けつつ手続きを進めた。

5. おわりに

FIT 制度で定める買電単価は、毎年改定されるが年々下がる傾向にある。このため、設備認定と系統連系承諾書の締結時期が小水力発電の売電単価に大きく影響する。設備認定と系統連系承諾書の申請から締結までのノウハウを習得することにより、FIT 制度の適用までの期間を予測でき、小水力発電の売電単価の見通しをつけることが重要である。

（株）大林組：OBAYASHI Corporation

キーワード：小水力発電、FIT 制度、設備認定、系統連系協議

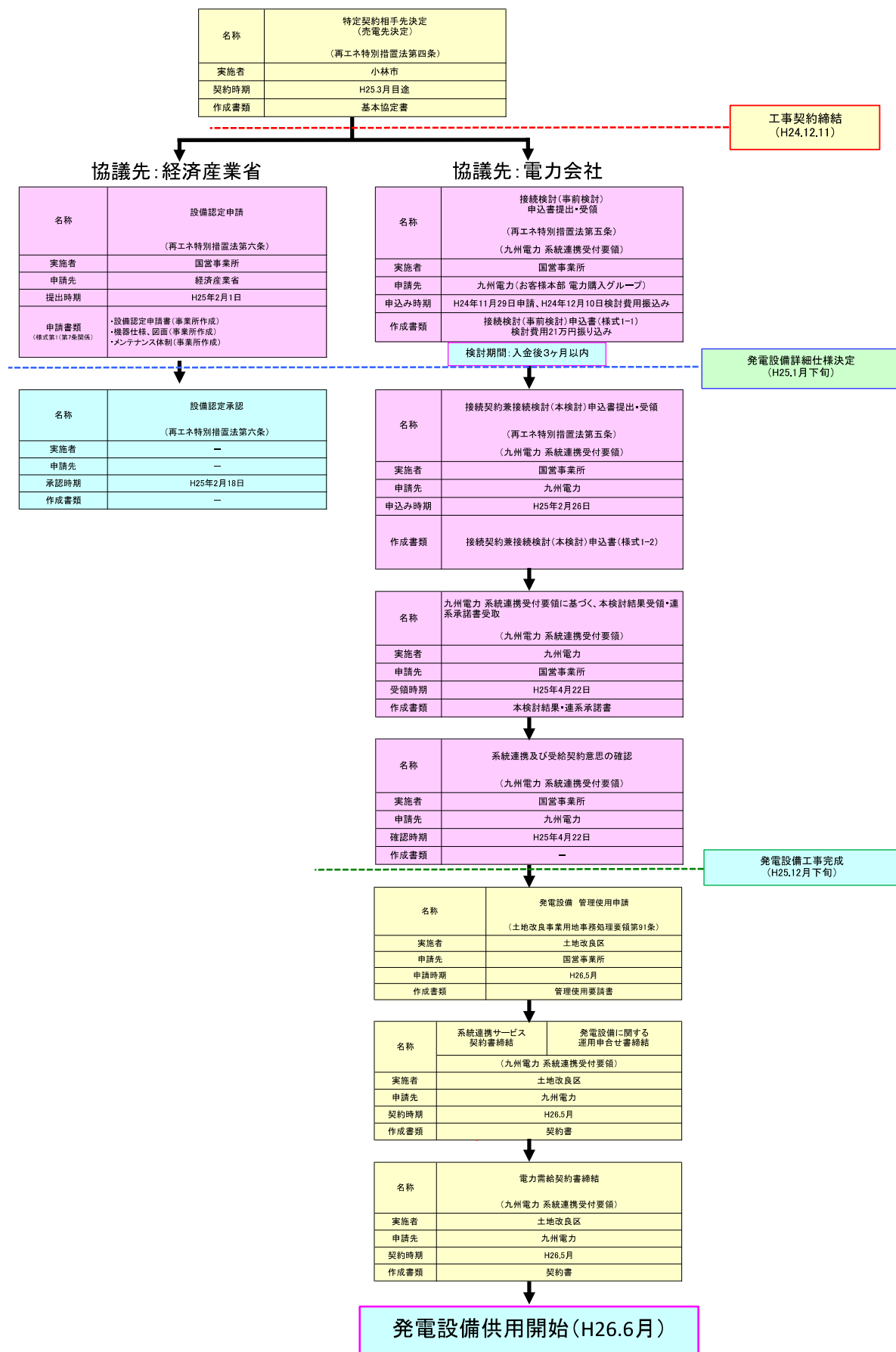


図1 電力供用開始までの工程表